

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

令和2年度においては、2回に分けて勧告等を実施しており、10月28日に期末手当・勤勉手当（ボーナス）の報告及び勧告を、12月16日には月例給等の報告を実施した。その要旨は、別紙のとおりである。

(2) 条例案に対する意見の提出

職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会又は知事からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次の6件について、異議がない、若しくはやむを得ない旨の意見を申し出た。

- ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例（定県第50号議案）
- イ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第51号議案）
- ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（180条専決）
- エ 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例のうち、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正及び学校職員の給与等に関する条例の一部改正に関する部分（定県第91号議案）
- オ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例（定県第130号議案）
- カ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第29号議案）

(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき公布した給与関係規則は次の25件である。

また、給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは次の16件である。

<規則関係>

ア 一部改正 23件（規則数は23）

- (ア) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第29号）
- (イ) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第32号）
- (ウ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第33号）
- (エ) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第36号）
- (オ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第37号）
- (カ) 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第40号）
- (キ) 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第41号）
- (ク) 職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第42号）
- (ケ) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第43号）
- (コ) 職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第44号）
- (サ) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第45号）
- (シ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第46号）

- (ス) 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第4号）
- (セ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第5号）
- (ソ) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第8号）
- (タ) 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第9号）
- (チ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第10号）
- (ツ) 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第11号）
- (テ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第14号）
- (ト) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第17号）
- (ナ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第18号）
- (ニ) 職員の給料表異動等における号給の決定等の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第19号）
- (ヌ) 学校職員の給料表異動等における号給の決定等の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第20号）

イ 廃止 2件（規則数は2）

- (ア) 大学教育職給料表における最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則（令和2年人委規則第47号）
- (イ) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による住居手当の経過措置に関する規則及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による住居手当の経過措置に関する規則を廃止する規則（令和3年人委規則第12号）

<通知関係>

ア 制定 1件

- (ア) 職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に規定する人事委員会が定める業務について（令和2年人委第34号）

イ 一部改正 13件（通知数は17）

- (ア) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和2年人委第15号）
- (イ) 職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第226号）
- (ウ) 学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第227号）
- (エ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第230号）
- (オ) 期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算を受ける職員の範囲についての一部改正について（令和3年人委第231号）
- (カ) 職員の退職手当に関する条例施行規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第232号）
- (キ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第233号）
- (ク) 職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について等の一部改正について（令和3年人委第234号）
 - a 職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について
 - b 職員の住居手当の運用について
 - c 職員の単身赴任手当の運用について
- (ケ) 学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について等の一部改正について（令和3年人委第235号）
 - a 学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について
 - b 学校職員の住居手当の運用について
 - c 学校職員の単身赴任手当の運用について
- (コ) 職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について（令和3年人委第236号）
- (サ) 学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について（令和3年人委第237号）
- (シ) 職員の給料表異動等における号給の決定等の特例に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第244号）
- (ス) 学校職員の給料表異動等における号給の決定等の特例に関する規則の運用についての一部改正について（令和

ウ 廃止 2件

- (ア) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による住居手当の経過措置に関する規則の運用についての廃止について（令和3年人委第228号）
- (イ) 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による住居手当の経過措置に関する規則の運用についての廃止について（令和3年人委第229号）

(4) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用について、一括した基準として14件、個々に47件の承認等を行った。

ア 基準承認（一部改正、廃止等を含む。） 14件

イ 個別承認 47件 638人

【給与関係資料索引】

- 1 別紙 本年の報告・勧告の概要（令和2年10月）————— 25
- 2 別紙 『本年の報告の概要』と『給与勧告のしくみ』（令和2年12月）————— 26